

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果（公表）

令和3年12月25日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		基準を厳守したスペースを確保しています。活動内容や発達状況に応じてスペースを分けるなど、職員が相互に協力しやすい環境を作っています。	法令で定める基準以上の広さを確保しており、個別の活動が出来るスペースを作っています。また、利用児童が集中する時間帯では活動内容も工夫し、グループ分け
	2 職員の配置数は適切である	○		法令の基準を満たし、保育士、児童指導員、専門的な資格者を配置しています。	配置基準を満たし、専門職員も配置しております。
	3 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○		取り組み内容に応じた活動の場所を適切に割り振り「分かりやすさ」や「動きやすさ」が確保された環境設定をおこなっています。また、事業所の床はフラットでバリアフリーとなっております。	移動時の転倒等による事故や、姿勢の安定確保のために環境の改善を検討・実施していきます。
	4 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		朝礼または昼礼時に、目標への取り組みの意識付けと、評価の共有に取り組んでいます。	全職員で課題や目標に対して改善意識の共有化と実践に努めていきます。また意見を言いやすい風通しのよい環境づくりをおこなっていきます。
業務改善	5 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		年1回、保護者様へアンケート調査を実施し、いただいた評価を全職員で共有し検討することで、更なる業務の改善に取り組んでいきます。	保護者様からのご意見を職員全員で共有することにより、共通の問題への改善意識を持ち、業務改善に取り組んでまいります。
	6 この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		評価の結果は公式 Web サイトで公開しております。	今後も公式 Web サイトにて自己評価の公開をおこなってまいります。
	7 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	8 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		昼礼時に職員全員で会社作成の研修動画コンテンツを視聴し研修を実施しています。コロナ禍のため社外研修にはリモートで参加しています。	今後も定期的に研修に参加し、参加して自発的に活動できるように情報を共有を図れるよう社内研修をおこない、支援の質の向上に努めてまいります。
適切な支援の提供	9 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○		アセスメントを児発管が担当し、児童の状況や保護者様のご意向を踏まえて支援計画を作成しています。また、情報を全職員に周知することで支援の統一を図っています。	定期的なモニタリング時に今後もアセスメントをおこない、児童や保護者様のご意向を踏まえた支援計画書の作成に取り組んでまいります。
	10 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		標準化されたアセスメントツールを用いて、児童の特性を加味した聞き取りをおこない、正しく状況を把握したうえで客観的な判断をおこなっています。	今後も情報収集と整理に努め、正確なアセスメントに取り組んでいきます。
	11 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		ケース会議で全員が意見を出し合い課題に沿った活動に取り組めるよう努めています。日々のスケジュールは、担当の職員が都度組み立て、全職員で共有しています。	今後も、日常生活動作の習得や見通しを持って自発的に活動できるようにプログラムを、児発管を中心としたチームで立案・計画していきます。
	12 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		通常は課題の克服及び定着を目指し、固定化した繰り返し行う療育に取り組むことが基本ですが、その時々児童の様子や、日々の記録から進捗を確認し、毎日課題を検討しています。また児童の発達や成長に適した個別の課題に対し、職員それぞれの工夫や関わり方に変化をつけるなどして固定化しない活動内容を心がけています。	児童の要望を取り入れ、連続した活動の中に行事や制作活動を取り入れた活動プログラムの組合せによって創意工夫を図ります。また、専門職による運動療育等も実施して変化を持たせていきます。
	13 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○		平日と長期休暇に応じた個別の活動プログラムを組み立てています。平日は、時間が限られた座学中心の療育ですが、きめ細やかな課題を設定しています。長期休暇や休日には屋外活動も取り入れ、児童が楽しんで学べるように工夫しています。	児童が楽しんで活動に参加できて、経験が制限されることのないよう、平日・休日・長期休暇、それぞれの課題をきめ細やかに設定し、工夫していくことを努めてまいります。
	14 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	○		一人ひとりの特性に応じ、個別・集団での活動を組み合わせ、集団活動への対応力を図るような活動内容を取り入れています。	児童の状況と個別支援計画の目標を考慮し、個別活動と集団活動をその児童に応じて適宜組み合わせながら計画を立案してまいります。
	15 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		朝礼・昼礼時に、児童の情報確認・役割分担を行っています。必要に応じて、その日の支援内容やそれぞれの児童の課題や気づき等について話し合っています。	朝礼・昼礼時に当日の流れ・支援内容や役割分担について情報共有のうえ、支援に取り組んでいきます。
	16 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有している	○		支援終了後は、送迎等により時間の制約があるため、早急に伝える必要があることは児発管に伝え、後日全職員で共有しています。	今後も、報告・連絡・相談を徹底し、情報共有に努めていきます。
	17 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		毎日の個別支援経過記録を徹底し、支援の検証・改善に役立て、見直しをおこなっています。	引き続き、個別支援経過記録の記載、検証を徹底していきます。
	18 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○		定期的に必ずモニタリングを実施し、保護者様や関係機関との面談等にて児童の状況や課題などを話し合い、保護者様のご意向の確認を踏まえて児童発達支援計画の作成や見直しをおこなっています。	定期的に児童の現状を把握し、保護者様のご意向なども確認し、計画の作成や見直しを判断してまいります。
	19 ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ支援を行っている	○		ガイドラインを遵守したうえで児童一人ひとりの状況を確認し、児発・保護者様のご意向を踏まえ、児童・保護者様のご意向の組み合わせを設定しています。	ガイドラインに沿って概ね半年ごとにまた必要であればモニタリング・担当者会議等で見直しをおこない、児童・保護者様のご意向を踏まえ、より良い具体的な支援内容・個別支援計画を作成していきます。
	関係機関や保護者との連携	20 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		担当者会議には、最も児童の状況を把握している児発管が参画しています。
21 学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている		○		学校の先生方との情報共有、交換を積極的におこなっています。また、学校の行事予定や時間割等の情報は、保護者様に依頼し提供していただくようにしています。	今後も継続して学校やご家庭と密に連絡を取り、全職員で情報共有し、認識一致に努めてまいります。
22 医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている		○		現在医療的ケアが必要な対象となる児童の受け入れはありません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
23 就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている		○		保護者様に情報提供を依頼し、関係機関とは、移行シート等により支援内容、児童の特性、状態、課題等の相互理解に努めています。	関連機関とは今後も繋がりを切らさず、相互に連絡を取り合い、情報や助言をいただきながら児童の課題に向き合ってまいります。
24 学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している		○		就労支援事業所の担当者会議等には児発管が参加し、児童の特性や支援内容等の情報提供をおこなっています。	今後も保護者様からご依頼やご相談があった場合には、ご家庭や事業所等へ情報公開や助言等を適切におこなっていきます。
25 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている		○		各連携機関との連携は綿密におこない、ご家庭からの情報提供と共に、児童の特性や療育等についての意見交換をおこなっています。	コロナ収束後には引き続き専門機関による公開講座に参加する等、助言を受ける機会を積極的に活用して、事業所では全職員に周知し、共通理解と能力向上に繋げていきます。
26 放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		○		コロナ禍でもあり、現時点では交流機会はありませんでした。	コロナ収束後は、保護者様のご意向を伺いながら、近隣の保育所や園等との交流機会への検討をおこなっていきます。
27 (地域自立支援) 協議会等へ積極的に参加している		○		現在コロナ禍の状況であり、今年度は、協議会の参加機会を持つに至りませんでした。	コロナ収束後には研修や講義等に積極的に参加し、持ち帰った情報を事業所で周知し、共通理解に努めてまいります。
28 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている		○		送迎時の会話や連絡帳のやりとりで日々の活動内容や様子等を保護者様にお伝えし、保護者様からご家庭での様子をお知らせいただき、常に共通理解を図っています。	引き続き保護者様と情報共有の充実を図り、信頼関係の構築と共通理解に努めます。
29 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている		○		連絡帳等を通じてご質問にも対応し、助言させていただき、ご要望があれば面談をおこなう等、保護者様に寄り添う支援を心掛けています。	引き続き、保護者様のお話を傾聴し、児童への対応について助言をおこなっていきます。
保護者への説明責任等	30 運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約の際、或いは保護者様のご要望により、児発管が丁寧に説明をおこない、内容に変更等があった際にも、改めて説明をおこなっています。	今後もわかりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。
	31 保護者の会の子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		送迎時や、電話連絡等の対応時に、児童の家庭での様子をお聞きして、相互に問題の情報共有できる環境を作っています。子育てや児童の発達に関する質問やご相談を受けた場合、ご家庭へ訪問する等丁寧な対応を心がけ、内容によっては専門機関へ相談しながら保護者様に寄り添う対応に努めております。	引き続き、保護者様のお話を傾聴し、児童への対応について助言やご提案をさせていただきなど、保護者様に寄り添う対応を心掛けてまいります。
	32 父母の会の活動を支援したり、保護者同士の連携を支援している	○		個人情報に配慮しながら保護者会の開催を予定していましたが、感染症予防の観点から今年度は実施できておりません。	コロナ収束後、保護者様同士・職員間の連携・親睦の機会として、保護者会を企画・検討していきます。
	33 子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○		ご意見箱を設置し、広く保護者様のご意見を求めています。また苦情窓口を置き、迅速な対応ができるよう整備した努めております。また苦情をいただいた場合、全職員に周知し、ご意見と対応についての共通理解を図っています。	ご意見に対しては、今後も迅速な対応で問題解決・改善を図ってまいります。
	34 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		公式 web サイトのブログにて、事業所の様子をお伝えしている他に、SNS、YouTube で情報を発信し、季節ごとの節目では季刊誌を発行しています。	今後も情報発信を継続し、避難訓練やイベント等の行事予定は連絡帳やプリント、毎月の事業所便りを通して事前の連絡をおこなっていきます。
	35 個人情報に十分注意している	○		個人情報が記載された書類の使用後はシュレッダーにかけ、細心の注意を払っています。事業所外では、日常の会話においても児童の個人情報を口にしないう社内規定を遵守しています。	個人情報は、今後も細心の注意を払い、取り扱いや保管をおこなっていきます。
	36 障がいのある子どもや保護者との意思疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		保護者様とは、記録が残るメールや視覚的に理解しやすい方法で、利用時間の調整・情報伝達をおこなっています。場合によっては相談支援員や行政と連携して対応しています。児童には、特性に応じた適切な伝達方法を選択し、わかりやすさに努めております。	今後も個々の特性や状況に配慮しながら意思疎通についても、工夫し、意思疎通に関しても、共通理解が出来るように配慮していきます。
	37 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		通所を公にしたくない保護者様もおられることや、またコロナ感染症予防の観点から今年度の企画はおこなっていません。	コロナ収束後は行政等の判断に従いつつ、地域の意向を伺ったうえで、地域のイベント等に参加したり、事業所の行事に近隣の方々にご参加頂けるような働きかけを検討してまいります。
	38 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○		保護者様には送迎時などにご覧いただけるよう常にマニュアルを一覧にして提示しています。保護者様には契約の際にもご説明を行い、職員には定期的な研修・職員会議にて周知徹底しています。	今後も保護者様にご案内し、事業所にて定期的な訓練を実施してまいります。
	39 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		児童には事前に紙芝居で防災・防犯学習をおこない、学習を踏まえて、地震・火事等を想定した避難訓練をおこない、実施後全職員で振り返りをおこなっています。	今後も定期的に児童も参加して避難訓練をおこなっていきます。また、消防署主催の救命講習も受講し、非常時に全職員が「命を守る行動」を迅速におこなえるように訓練を続けていきます。
非常時の対応	40 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		定期的な職員会議・研修を実施し、積極的に意見交換をするなど虐待防止に努めています。	研修や討議は継続し、研鑽に努め、虐待防止に努めてまいります。
	41 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前十分に説明し、了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	○		生命、または身体を保護するためにやむを得ず身体拘束をおこなう場合は、あらかじめ保護者様に文書により同意を得ることとしています。	今後も原則として身体拘束をおこなわない基本姿勢を貫きながら、緊急時（部屋からの飛び出し、自傷、他害行動などの危険を伴う可能性がある場合）など、児童の命に関わる事象が起きた場合に限り、止むを得ず抱いた状態を移動させたり、静止することもあるということを保護者様に十分に説明をおこない、同意を得て、その旨を個別支援計画に記載してまいります。
	42 食物アレルギーのある子どもにたいして、医師の指示書に基づく対応がされている	○		事業所では、定期的な補給の為に麦茶・水以外での食事の提供を行っています。通所開始前には、保護者様から聞き取り、アセスメントシートに記載を依頼し、情報共有と認識の一致を徹底しています。	事業所での食事の提供の予定はありませんが、イベント等で万一食事の提供をおこなう際には保護者様に説明し、了解を得ることとします。
	43 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハットが発生した場合、詳細に記録を残してファイルに保管しています。職員会議にて検討・再発防止の為に話し合いの機会を設けています。	記録・情報共有・認識一致のうえ、事故防止の為、会議等にてその都度振り返りをおこなうように心掛けていきます。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。